

おたふくかぜワクチン・みずぼうそうワクチン 予防接種料金の助成について

感染症による重篤な状態や合併症等を予防し、幼児等の健康確保と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、次の予防接種について助成します。

保護者の希望による任意接種となります。希望される方は、ワクチンの性質や効果、副反応など医師と十分相談のうえ、行ってください。

○助成開始時期・・・平成23年4月1日から

○接種料金・・・無料(全額町負担)

助成対象児

住民登録、外国人登録を有する方で、以下に該当する幼児

ワクチン名	助成対象児	回数
おたふくかぜワクチン	1歳から就学前の幼児	1回
みずぼうそうワクチン	1歳から就学前の幼児	1回

○指定医療機関(助成対象医療機関)

指定医療機関名	電話番号
町立落合診療所	53 2416
町立幾寅診療所	52 2414
町立金山診療所	54 2301
富良野協会病院	23 2181
いんやく小児科クリニック	39 1177

希望をする医療機関に事前に電話し、必ず予約(完全予約制)をしてください。

上記以外の医療機関での接種は助成対象とはなりませんので、ご注意ください。

予防接種を希望される方には接種券を発行します。

接種を希望される方は、保健指導係までご連絡ください。

接種当日は、接種券・母子手帳を持参して指定医療機関を受診してください。

連絡先・問い合わせ先 保健福祉課保健指導係 ☎52 2211

広報みなみふらの

お知らせ版

2011.4.1

No.230

特定不妊治療費の助成

国内では10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われています。不妊治療の医療費は高額になる場合が多く、経済的負担が重くなるため十分な治療を受けられず、子どもを持つことを諦めざるを得ない状況にあります。

このため、不妊治療を受けられた夫婦に対し、経済的負担の軽減を図ることを目的に治療費の一部を、平成23年4月1日より助成します。

対象者 町内に住所を有する夫婦(法律上の婚姻をしている夫婦)

北海道の特定不妊治療費助成事業に該当し、助成決定を受けている方

助成額 特定不妊治療に要した費用のうち、北海道から受けた助成額を控除した額について、1回の治療につき15万円を上限とし、1年度あたり3回まで通算5年間助成します。

申請方法 次のものを添付して申請してください。

北海道知事が特定不妊治療助成事業で助成が決定した指令書の写し

北海道知事に申請する際に添付する特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し



小児救急電話相談のお知らせ

近年、小児の救急医療の整備に対する要望が高まっており、保護者の育児不安の軽減を図るため、北海道では夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の小児科医や看護師が助言する「小児救急電話相談事業」を実施していますが、本年4月1日から相談日の変更がありましたので、お知らせします。

●相談日：毎日 午後7時から午後11時まで(日曜日・祝日・年末年始も対応)

●電話番号：011 232 1599または「#8000番」

●注意事項：電話による家庭での一般的対処などに関する助言やアドバイスを行なうものです。緊急性のある子どもの病気やケガなどについての電話相談を受けるものですので、育児相談は御遠慮ください。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種を再開します

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種について、接種後の死亡事例が複数報告されたことから平成23年3月4日から一時的に見合わせていましたが、専門家の会議で評価を行なった結果、安全性上、懸念はないとされたため、平成23年4月1日から接種を再開します。

町としても引き続き接種費用の助成を行います。接種方法等は変わりありませんので、接種を希望される場合は、指定医療機関に予約の上、受診をお願いします。また、接種するに当たってご不明な点・心配な点などありましたら、保健福祉課保健指導係(保健師)にご相談ください。